

特別支援教育に関する支援依頼等の手続きについて

平成30年5月24日
発達教育センター

1 特別支援学校のセンター的機能の位置づけ

幼稚園の教育要領

小中高の新学習指導要領から

障害のある幼児の指導に当たっては、・・・特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、・・・（幼稚園教育要領 第3章）

障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなど・・・

（小学校・中学校・高等学校学習指導要領総則）

特別支援学校の新学習指導要領から

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

（特別支援学校学習指導要領 総則）

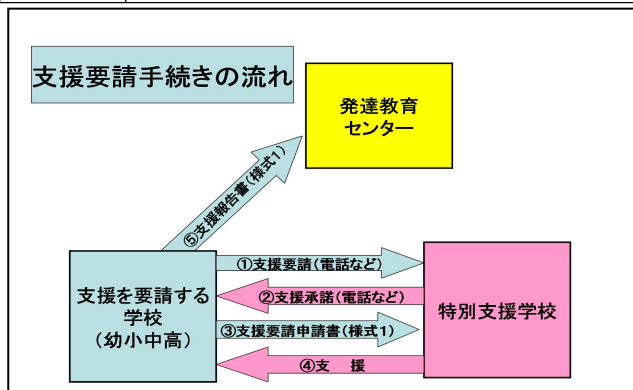
2 期待されるセンター的機能

- ① 小・中学校などの教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

3 支援依頼の手順

① 幼小中高等学校において支援の必要性が生じた場合

手順1	各学校の事案について、校内支援委員会を開催し、支援申請の内容を協議する。その後依頼したい内容について学校（以下 支援依頼校）長より、依頼する特別支援学校長へ電話等で支援について依頼をする。
手順2	依頼を受けた特別支援学校長は支援可能か否かの回答をする。
手順3	支援可能の回答を得た支援依頼校は「特別支援教育に関する支援について」【様式1】を作成し、特別支援学校長宛親展にて送付する。
手順4	特別支援学校長は要請された支援を行う。
手順5	支援依頼校長は発達教育センターへ「特別支援教育に関する支援について」【様式1】を発達教育センター所長宛親展にて提出する。



※ 支援を依頼する際には、【様式1】（原本）を必ず特別支援学校に送付してください。また、支援終了後に、【様式1】の写しを、発達教育センター宛に提出するようお願いいたします。

② 特別支援学校が行う専門医等相談事業（相談会等）に参加を希望する場合

幼小中高等学校の特別支援教育コーディネーターが希望者を集約し、特別支援学校のリーダーコーディネーターへ連絡をする。